二　法第十条の五の五第一項に規定する事業活動計画認定　当該特定認定に係る認定申請書の写し及び当該認定申請書に添付された食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七条第三項に規定する環境負荷低減事業活動計画（法第十条の五の五第三項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載されたものに限る。以下この号において「環境負荷低減事業活動計画」という。）の写し（当該環境負荷低減事業活動計画につき食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項において準用する同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る変更認定申請書の写し及び当該変更認定申請書に添付された変更後の環境負荷低減事業活動計画の写しを含む。）並びに当該認定申請書（当該変更認定申請書を含む。）に係る認定通知書の写し

第二十条の九第三項中「及び第五項において」を「において」に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

一　法第四十二条の十二の四第一項第一号に掲げる減価償却資産　当該法人が受けた次に掲げる同項に規定する特定認定の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定　当該特定認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項の申請書（当該申請書に係る同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項の申請書を含む。イにおいて「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書の写し

ロ　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の認定　当該特定認定に係る食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項又は第十条第一項の申請書（ロにおいて「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に添付された同法第十三条各号に掲げる計画の写し（当該計画につき同法第七条第一項（同法第八条第七項、第九条第八項又は第十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第五条第一項（同令第六条第三項、第八条第三項又は第十条第三項において準用する場合を含む。）の申請書（ロにおいて「変更認定申請書」という。）の写し及び当該変更認定申請書に添付された変更後の同法第十三条各号に掲げる計画の写し（当該変更認定申請書を含む。）並びに当該認定申請書（当該変更認定申請書を含む。）に係る認定通知書の写し

第二十条の九第五項第二号ロ中「中小企業者等」を「法人」に改める。

6　法第四十二条の十の二第六項を次のように改める。

第二十条の十二の六第十項及び第十二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する特定認定の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定　当該特定認定に係る産業競争力強化法施行規則第十一条の二第一項に規定する認定申請書（法第四十二条の十二の六第一項又は同条第二項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載されたものに限るものとし、当該認定申請書に係る産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項に規定する事業適応計画につき同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第一項に規定する変更認定申請書を含む。以下この号において「認定申請書等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条の三第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。）の写し

二　法第四十二条の十二の六第一項に規定する事業活動計画認定　当該特定認定に係る食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則第八条第一項の申請書（以下この号において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に添付された食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七条第三項に規定する環境負荷低減事業活動計画（法第四十二条の十二の六第一項又は第二項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載されたものに限る。以下この号において「環境負荷低減事業活動計画」という。）の写し（当該環境負荷低減事業活動計画につき食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則第八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第八条第三項において準用する同令第五条第一項の申請書（以下この号において「変更認定申請書」という。）の写し及び当該変更認定申請書に添付された変更後の環境負荷低減事業活動計画の写しを含む。）並びに当該認定申請書（当該変更認定申請書を含む。）に係る認定通知書の写し

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第九十四号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（接種の方法） **第二十四条**　新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和五年八月二日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＸＥＣに対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・六ミリリットルとする方法 二　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和六年五月二十九日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＬＰ．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジ剤により一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法	（接種の方法） **第二十四条**　新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和三年二月十四日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ．１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 二　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和三年五月二十一日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ．１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法